原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則の一部を改正する規則

原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第百八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（実績報告） **第十二条**　［略］ 2・3　［略］ 4　交付金事業者は、前項の規定により経済産業大臣に評価報告書を提出したときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表するものとする。 5　経済産業大臣は、第三項の規定により評価報告書の提出があったときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表することができる。	（実績報告） **第十二条**　［略］ 2・3　［略］ ［新設］ 4　経済産業大臣は、前項の規定により評価報告書の提出があったときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表することができる。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第六十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、核燃料サイクル交付金交付規則の一部を改正する規則を次のように定めたので告示する。

平成三十年三月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

核燃料サイクル交付金交付規則の一部を改正する規則

核燃料サイクル交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第百九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（実績報告） **第十一条**　［略］ 2・3　［略］	（実績報告） **第十一条**　［略］ 2・3　［略］

［新設］
4　経済産業大臣は、前項の規定により評価報告書の提出があったときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表することができる。
備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第六十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、福島特定原子力施設地域振興交付金交付規則の一部を改正する規則を次のように定めたので告示する。

平成三十年三月三十日

福島特定原子力施設地域振興交付金交付規則の一部を改正する規則

経済産業大臣　世耕　弘成

福島特定原子力施設地域振興交付金交付規則（平成二十七年経済産業省告示第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（実績報告等） **第十条**　［略］ 2・3　［略］ 4　通知福島県は、前項の規定により経済産業大臣に評価報告書を提出したときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表するものとする。 5　経済産業大臣は、第三項の規定により評価報告書の提出があったときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表することができる。	（実績報告等） **第十条**　［略］ 2・3　［略］ ［新設］ 4　経済産業大臣は、前項の規定により評価報告書の提出があったときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表することができる。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。